

土浦薬剤師会健康危機管理体制概要

1. 危機管理体制の地域は土浦薬剤師会の区域を地域とする。
2. 参加薬局 63薬局(令和4年 3 月 28 日現在) 薬局一覧・連絡網添付
3. 参加薬局への配布物 ポスター・ステッカー
4. 災害時協力薬局の活動
災害時(=異常な自然現象や人為的原因によって社会生活や人命に被害が及んだ際)や新興感染症発生時等に市町村、消防からの薬剤師会に医薬品供給や薬剤師派遣依頼に対応する。
 - (1) 地域住民へ衛生材料、消毒薬等の供給と使用法指導等
 - (2) 医療救護所へ衛生材料、消毒薬、医薬品の供給
 - (3) 医療救護所での調剤、在庫管理、服薬指導
 - (4) 他地域からのボランティア薬剤師の配置
 - (5) 感染症患者への医薬品の供給、保健所での疫学調査への協力、ワクチン接種補助
5. 医薬品を供給した際の対価について
処方せんによる調剤の場合や、衛生材料や消毒剤の供給依頼のあった場合は各市町村に請求できるよう協定を結ぶ。(土浦市・阿見町とは協定締結済み)
6. 地域住民への広報 ポスター、ステッカーを薬局内・外に掲示するとともに、災害時に対し お薬手帳の作成や、2~3 日分の薬を余分に持っているなど、啓蒙していく。
7. 災害時協力薬局の連携 講習会等を開催し、連絡方法(伝言ダイヤルの使用法など)、救護所での対応等を検討していく
8. 災害時協力薬局で用意しておくもの
 - (1) 日本薬剤師会監修 薬剤師のための災害対策マニュアルをダウンロード又はプリントアウトして一読しておくこと。
 - (2) 衛生材料・消毒薬・医薬品等の供給はその時点で薬局に在庫してあるものとする。
後に市町村に請求することがありますのでリストも作成できるように準備しておく。
9. 変更等の報告
協力薬局は、連絡先等の変更があった場合は、他の参加薬局に報告すること。